



LIFRE

Legal Information Flash Report
from MCLAW

発行：丸の内中央法律事務所
〒100-0005
東京都千代田区丸の内3-4-1
新国際ビル817区
TEL:03-3201-3404
FAX:03-3201-3434
URL:https://www.mclaw.jp
email: tsutsumi@mclaw.jp

景品表示法に基づくステルスマーケティング規制の開始 (R5. 10. 1施行) 及び労働条件の明示に関する新しい規則 (R6. 4. 1施行) の概要をご紹介します。

◇ステルスマーケティングを規制へ

令和5年10月1日より、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景表法」といいます）においてステルスマーケティングが規制されることになりましたので、ご紹介致します。

1. ステルスマーケティングとは

ステルスマーケティングとは、消費者に広告や宣伝であると気付かれないように行われる広告・宣伝行為のことです。例えば著名人等に対して謝礼を渡すなどして商品の宣伝を依頼し、当該著名人が謝礼の存在を明らかにしないままブログ等で商品の高評価を投稿することにより、消費者に購買意欲を持たせるような広告・宣伝手法です。

2. 制度変更の経緯

景表法では、優良誤認表示及び有利誤認表示のほか、内閣総理大臣の指定により不当表示を指定することができることになっており（5条3号）、今回、「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」が不当表示として指定されることになりました。

3. 規制対象

まず、「事業者が自己の供給する商品又は役務の取引について行う表示」であることが必要であり、事業者自身による表示のほか、第三者が行う表示も規制対象です。仮に第三者に対する明示的な依頼がなかったとしても事業者との関係性があれば違反したことになりますので要注意です。

次に、「一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であること」であることが必要です。「広告」「PR」等の明記が必要です。

4. コメント

広告宣伝行為に関する新たな規制であり罰則もありますから、自社の商品が無償提供する場合などには気を付けた方が良さそうです。なお、広告主に対する規制であり、依頼された第三者（著名人等）に対する規制ではありません。

◆労働基準法施行規則の改正～明示すべき労働条件の範囲の拡大～

本年3月、労働基準法施行規則等を改正する厚生労働省令が交付・告示されました。これにより、令和6年4月1日以降、使用者が労働者に対して明示すべき労働条件の範囲が拡大されています。

1. 労働条件の明示義務

労働基準法上、使用者は、労働契約の締結に際し、一定の労働条件を明示することが義務付けられています（労基法第15条1項）。また、有期契約の場合、初回の契約時のみならず、契約更新時にも労働条件が明示されなければなりません。

今回、労働者に明示すべき事項が次の通り追加

されました。

2. 全労働者に対する明示事項

雇入れ直後における①就業場所、②業務の内容のほか、③変更の範囲を明示すべきものとされました。なお、「変更の範囲」とは、将来の配置転換等によって変わり得る就業場所・業務の内容の範囲を指します。

3. 有期契約労働者に対する明示事項

(1) 更新上限

使用者が有期労働契約の通算契約期間又は更新回数の上限を設けているか否か、及び、その上限の内容を明示すべきものとされました。

なお、使用者は、次の場合については、更新上限を新たに設ける、或いは短縮する理由を、事前に労働者に説明しておかなければなりません。

- ①最初の契約締結より後に更新上限を新たに設ける場合
- ②最初の契約締結の際に設けていた更新上限を短縮する場合

(2) 無期転換機会

有期契約労働者に対しては、無期転換を申し込むことができる旨を、「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに明示すべきこととされました。

(3) 無期転換後の労働条件

「無期転換申込権」が発生するタイミングごとに、無期転換後の労働条件を明示すべきものとされました。

この場合、使用者は、他の通常の労働者（正社員、無期雇用フルタイム労働者等）とのバランスを考慮した事項について、有期労働者に説明するよう努めるべきものとされています。

例) 業務の内容、責任の程度、移動の有無や範囲等

(弁護士友成、弁護士門屋)

法務トピックス

◆最低賃金の改定（令和5年10月1日より順次）

都道府県別の最低賃金が10月1日より順次改定されます。東京都の最低賃金は10月1日より1,113円（前年度比：+41円）になります。令和5年度の全国都道府県別の最低賃金は、全国で39円～47円と過去最高の引き上げ額になりました。最低賃金は、雇用形態や呼称に関係なく、各都道府県内の事業場で働く全ての労働者と使用者に適用されますので、使用者も労働者もご確認下さい。また、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を支援するための「業務改善助成金」制度の拡充が本年8月31日から行われております。詳細は厚生労働省のHPや各都道府県の労働局のHP等をご参照下さい。